② 文化財保存調査の推進
文化財に係る資料の整備と記録保存を図るため、山岳信仰資料等の基礎調査及び民俗芸能等の緊急調査に努める。

③ 埋蔵文化財の保存の充実
埋蔵文化財の保存の充実を図るため、開発事業に対する事前の表面分布調査・試掘調査の実施、事業者側との協議等を行い、可能な限り現状保存に努めるとともに、記録保存のための発掘調査を推進する。

④ 文化財防災設備等の整備促進
文化財の防災設備、保存施設等の整備を促進するとともに、所有者または管理団体に対し、日常的管理の強化を図るよう指導に当たる。

⑤ 文化財保存助成の充実
文化財保存の充実を図るため、指定文化財の保存、埋蔵文化財保存調査に対する文化財保存助成の充実に努める。

⑥ 文化財の愛護と公開の推進
文化財に対する県民の理解と愛護精神の高揚を図るとともに、伝承芸能公開事業など公開の機会の充実に努める。

(3) **文化施設の整備充実**

① 県文化センターの整備充実
県文化センターの施設・設備の充実を図るとともに、文化情報の収集・提供など機能の充実に努める。

② 県立美術館の整備充実
県民の教育、芸術及び文化の振興を図るため、美術作品の収集と調査研究を計画的に推進し、常設展・企画展等の充実に努めるとともに、教育普及のための各種事業を行い、本県美術振興の中心施設としての機能の充実に努める。

③ 県立博物館の整備充実
県民の教育、学術及び文化の振興を図るため、博物館資料の収集・整理・復元保存と調査研究等を計画的に推進し、常設展・企画展等の充実に努めるとともに、教育普及のための各種事業を行い、県内博物館の中心施設としての機能の充実に努める。

七、健康で活力ある生活をめざす保健体育・スポーツの推進

(1) **学校保健体育の充実**

① 児童生徒の体力・運動能力の向上
児童生徒の体力・運動能力の向上を図るため、研究学校の指定、学校や児童生徒の実態・特性等に応じた運動処方の工夫等により、学校の教育活動全体を通じて行う体育活動の充実に努める。

② 学校保健・学校安全の充実
学校保健・学校安全の充実を図るため、研究学校の指定、各種研修会の開催等により、指導者の資質の向上に努めるとともに、健康診断等の結果に基づく健康管理及び自他の生命の尊重を基調とした安全教育、交通・水難事故防止の徹底に努める。

③ 学校給食の充実
学校給食の充実を図るため、米飯給食の拡充、中学校における完全給食の普及拡大及び学校食堂等施設・設備の整備を促進する。

④ 保健体育担当教員の資質の向上
学校の教育活動全体を通じて行う保健体育指導の充実を図るため、各種研修会を充実し、保健体育担当教員の資質の向上に努める。特に、実技に優れた民間指導者の活用と格技指導者の養成の拡充に努める。

(2) **社会体育の充実**

① 体育・スポーツ団体の育成
㈶福島県体育協会をはじめ各体育・スポーツ団体及び市町村体育協会の組織・運営の充実と会員数の増加を図るよう指導に当たるとともに、未組織種目の組織化を促進する。

② 競技力の向上
競技力の向上を図るため、各種大会に積極的に選手を派遣し、各競技団体の育成に努める。

③ 学校体育施設の開放促進
学校体育施設の開放を促進するため、施設・設備の整備など諸条件の整備を図るよう市町村の指導に当たる。また、県立高等学校施設の開放に努める。

④ 社会体育指導者の養成確保
社会体育指導者の養成と資質の向上を図るため、各種講習会・研修会の充実に努めるとともに、社会体育指導者の組織化とその活用を促進する。

⑤ 県営体育・スポーツ施設の整備充実
広く県民の体育・スポーツの振興を図るため、計画的な施設の整備に努める。

(3) **第五十回国民体育大会開催準備の推進**

① 国体開催準備組織の整備充実
国体開催準備の円滑な推進を図るため、国体県準備委員会の開催及び開催に必要な諸事業を行うとともに、会場地市町村における準備組織の設置・運営等について市町村関係団体の指導に当たる。
また、国体開催県にふさわしい優秀な成績をあげるため、競技力向上対策本部を設置するなど、全県的な競技力の向上策を講ずる必要がある。

③ 国体競技施設・設備の整備充実
国体開催に対応する競技施設・設備の整備計画を策定するとともに、県・会場地市町村の競技施設整備計画の総合的な調査検討に努める。